

平成30年7月

資料デジタル化研修

デジタル化資料の 権利処理と利活用

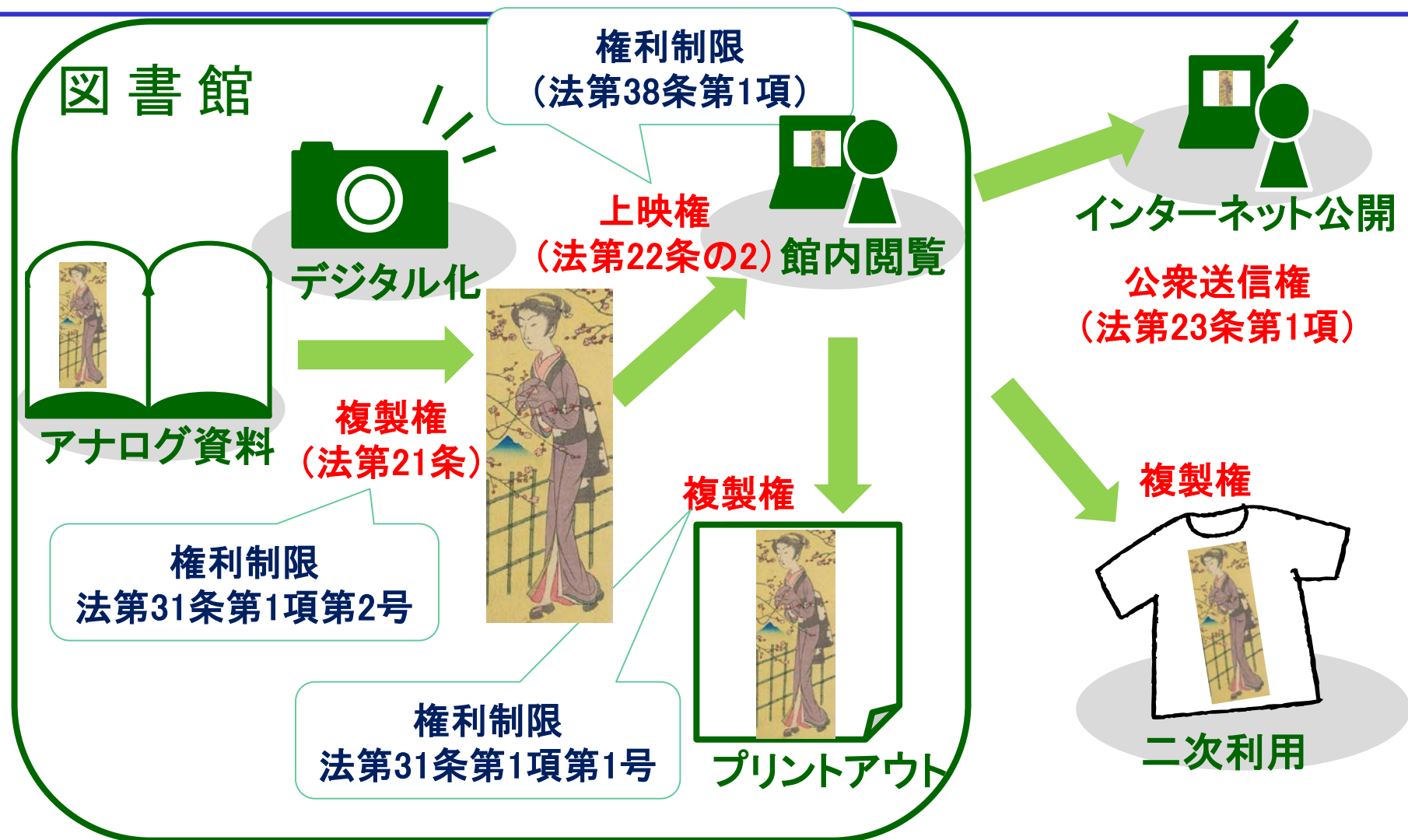
国立国会図書館 関西館電子図書館課

構成

1. デジタル化資料と著作権
2. 当館で行っている権利処理
3. 権利処理の課題
4. 利活用を促進するための工夫
5. 利活用事例
6. まとめ

1. デジタル化資料と著作権

1. デジタル化資料と著作権



おせん：絵入草紙

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1234571/4>

1. デジタル化資料と著作権

著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであって、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(法第2条第1項第1号)

1. デジタル化資料と著作権

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

(法第10条第1項)

1. デジタル化資料と著作権

■ 二次的著作物

著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案することにより創作した著作物

(法第2条第1項第11号)

■ 編集著作物

編集物で、その素材の選択又は配列によって創作性を有するもの

(法第12条第1項)

■ データベースの著作物

データベースで、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの (法第12条の2第1項)

1. デジタル化資料と著作権

著作物ではない

- ・単なるデータや事実、ありふれた表現
- ・模写物や復刻版、デジタル化資料の撮影画像等、創作的でないもの

1. デジタル化資料と著作権

権利の目的とならない著作物

- ・憲法その他の法令
- ・告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- ・裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- ・前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの（法第13条）

1. デジタル化資料と著作権

著作者の権利

■ 著作者人格権

公表権／氏名表示権／同一性保持権

→ 一身専属 だが著作者の死後も侵害となるべき行為をしてはならない。(法第60条)

■ 著作権(著作財産権)

複製権／上映権／公衆送信権等／...

→ 譲渡や相続が可能。保護期間後に消滅する。

1. デジタル化資料と著作権

著作権の保護期間（法第51条）

- ・著作物の創作の時に始まる。
- ・原則としては著作者の死後（共同著作物の場合は、最終に死亡した著作者の死後）50年を経過するまでの間、存続する。
- ・環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）発効後50年→70年に延長（p.46）

1. デジタル化資料と著作権

保護期間の例外

- ・無名又は変名の著作物(法第52条)
 - : 公表後50年(TPP11協定発効後70年)
- ※周知の変名の場合、著作者の死後50年(70年)

- ・団体名義の著作物(法第53条)
 - : 公表後50年(70年)
- ※創作後50年(70年)以内に公表されなかったときは、創作後50年(70年)

1. デジタル化資料と著作権

保護期間の計算方法（法第57条）

終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

例) 谷崎潤一郎(1965年7月30日没)の場合、1966年1月1日から50年後の2015年12月31日まで存続。→2016年1月1日からパブリックドメイン

1. デジタル化資料と著作権

保護期間の例外 その2

- ・戦時加算（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律 第4条）
例) アメリカ、イギリス、フランス： +3794日
最長はレバノン： +4413日
- ・写真の著作物（旧著作権法第23条）
1956年以前に公表された写真は著作権消滅

1. デジタル化資料と著作権

著作権の制限

権利制限規定内であれば、権利処理をせずに利用が可能

- ・私的使用のための複製（法第30条）
- ・図書館等における複製等（法第31条）
- ・引用（法第32条）
- ・営利を目的としない上演等（法第38条） など

1. デジタル化資料と著作権

著作権と権利制限 ① デジタル化

著作権：複製権（法第21条）



権利制限（法第31条第1項第2号）

図書館資料の保存のため必要がある場合、
著作物を複製することができる。

※絶版等の理由で入手困難な貴重な所蔵資料を、損傷が始まる前の良好な状態で複製することが可能

平成26年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h26_04/

1. デジタル化資料と著作権

著作権と権利制限 ②館内閲覧

著作権：上映権（法第22条の2）

※同一の構内での送信は公衆送信に該当しない
（法第2条第1項第7号の2）



権利制限（法第38条第1項）

公表された著作物は、営利を目的とせず、料金を
受けない場合には、公に上映することができる。

1. デジタル化資料と著作権

著作権と権利制限

③館内でのプリントアウト

著作権：複製権（法第21条）



権利制限（法第31条第1項第1号）

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、

公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することができる。

1. デジタル化資料と著作権

著作権と権利制限

④ インターネット公開

著作権：公衆送信権（法第23条第1項）

権利制限：なし ⇒ 権利処理が必要

⑤ 二次利用

著作権：複製権（法第21条）

権利制限：なし ⇒ 権利処理が必要

2. 当館で行っている権利処理

2. 当館で行っている権利処理

当館の権利処理の目的：インターネット公開

※当館以外の図書館等機関においては、資料をデジタル化する際に著作権処理が必要となる場合があります

インターネット公開資料

- ・保護期間満了
- ・許諾：著作権者から許諾を得た（法第63条）
- ・裁定：文化庁長官裁定を受けた
（法第67条第1項）

2. 当館で行っている権利処理

権利処理の手順

(1) 著作物・著作者の特定

(2) 没年調査

(3) 連絡先調査

(4) 許諾依頼

(5) 文化庁長官裁定申請

保護期間満了

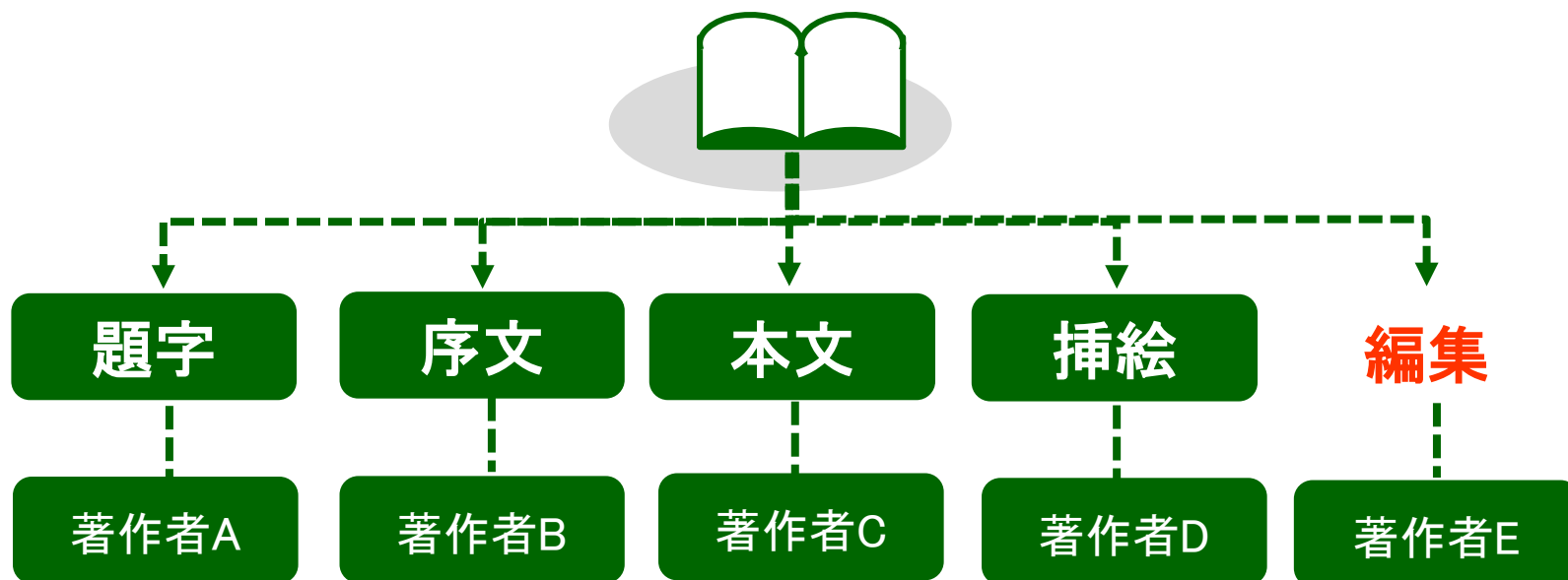
許諾

裁定

インターネット公開

2. 当館で行っている権利処理

(1) 著作物・著作者の特定



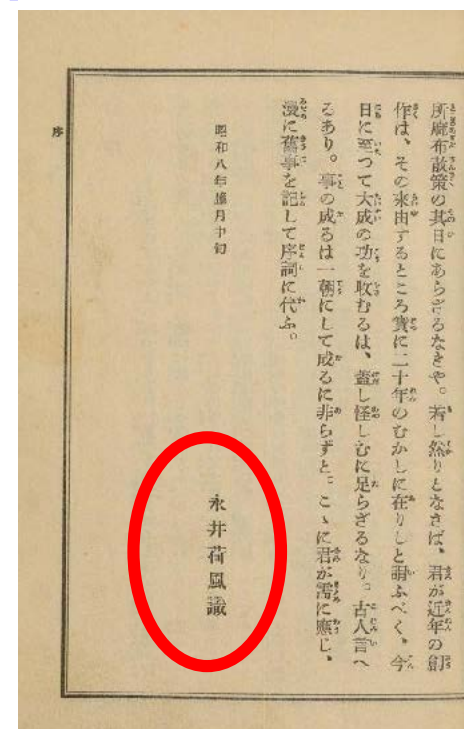
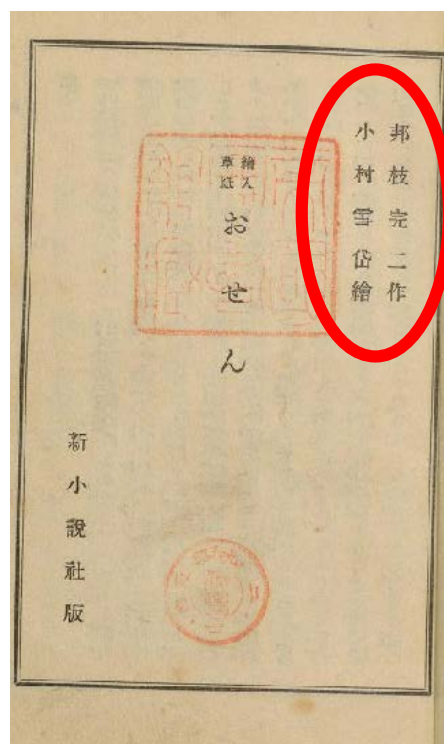
2. 当館で行っている権利処理

(1) 著作物・著作者の特定

例：おせん：絵入草紙（新小説社 1934）

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1234571>

著者：邦枝完二
絵：小村雪岱
序：永井荷風



2. 当館で行っている権利処理

(2) 没年調査

主なツール

- Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla>
(国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス)
- 新聞データベース
- 人物事典等

参考:「著者の没年を調べるには」(リサーチ・ナビ)

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php

2. 当館で行っている権利処理

(2) 没年調査

著作者の同定

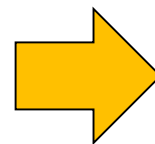
- ・肩書、出身地、著作の分野等で判断
- ・刊行年と生没年の整合性

例：おせん：絵入草紙（新小説社 1934）

著者：邦枝完二（小説家、1892-1956）

絵：小村雪岱（画家、1887-1940）

序：永井荷風（小説家、1879-1959）



インターネット公開

2.当館で行っている権利処理

(2) 没年調査

- ・ 著作者情報公開調査

<https://opening.dl.ndl.go.jp/search>

- ・ 職員への情報提供呼びかけ

イントラネットで、レファレンス等で判明した没年を著作権処理係に連絡するよう呼びかけている

- ・ 没年調査ソン (@京都府立図書館) への協力

2. 当館で行っている権利処理

(3) 連絡先調査

(参照)文化庁「裁定の手引き」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf

ア(ア)名簿等の閲覧

『人事興信録』、『日本紳士録』、新聞の訃報記事等

ア(イ)ウェブサイトでの検索

Yahoo! Japan、Google等

(ア(ウ)裁定実績データベースでの検索)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/saitei_data_base.html

2.当館で行っている権利処理

(3)連絡先調査

イ(ア)著作権等管理事業者などへの照会

著作権等管理事業者(文化庁への登録制)

著作権者の代わりに著作権の管理(使用許諾、使用料徴収等)を行う団体

著作権等管理事業者検索(文化庁)

<http://www.bunka.go.jp/ejigyou/script/ipkenselect.asp>

2. 当館で行っている権利処理

(3) 連絡先調査

当館では著作権等管理事業者のデータベースを検索し、管理委託か否か確認を行っている。

(例)

・一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)

※管理委託の楽曲を検索

⇒ <http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

・公益社団法人日本文藝家協会 ※委託者一覧

⇒ <http://www.bungeika.or.jp/wlistframe.html>

・公益社団法人日本複製権センター (JRRC)

※管理著作物の検索

⇒ <https://www.jrrc.or.jp/bibliography/search/>

2.当館で行っている権利処理

(3)連絡先調査

イ(イ)法人等への照会

- ・著作者の出身地の地方自治体
- ・著作者の所属していた機関
- ・著作者の出版物を出版した出版社
- ・著作者と同一分野の学会・研究者 など

(イ(ウ)文化庁長官への照会)

2.当館で行っている権利処理

(3)連絡先調査

ウ 公衆に対し広く権利者情報の提供を求める

日刊新聞紙 又は 著作権情報センターウェブサイトに掲載

・著作者情報公開調査 <https://opening.dl.ndl.go.jp/search>

(再掲)



The screenshot shows the 'Author Information Public Search' (著作者情報 公開調査) website. At the top, there is a search bar with the label '著作者名:' and a dropdown menu for 'NDC分類選択'. A '検索' (Search) button is located to the right. Below the search bar, a message reads: '何も入力せずに検索すると全件検索することができます。' (You can search for all items without entering anything.)

The main content area features a heading: '< 著作者のご連絡先等が不明な著作者について、情報をお寄せください >'. Below this, a paragraph explains the purpose of the search: '国立国会図書館では、資料をインターネット公開するために、著作者/著作権者に関する公開調査を実施しています。公開調査により著作者の著作権保護期間満了であることが確認できた場合は、著作権保護期間満了としてインターネット公開を行います。著作者のご連絡先が判別した場合、利用に関して許諾依頼を行い、許諾が得られましたら、インターネット公開を行います。皆様からの情報をお待ちしています。ご協力をよろしくお願いいたします。'

A '目次' (Table of Contents) section follows, listing several items:

- ご提供いただきたい情報/情報ご提供までの流れ
- お問い合わせ
- デジタル化資料のインターネット提供について
- 過去に実施した公開調査の集計結果
- 当館の著作権処理に関する参考資料

2. 当館で行っている権利処理

(4) 許諾依頼

連絡先が判明した場合は著作権者に郵送で許諾依頼状を送付。回答書を返信していただく。

許諾を依頼している項目

デジタル化した著作物を次に掲げる方法で利用者に提供すること

- ・全文を複写(プリントアウト)して、利用者に提供すること
- ・インターネット提供すること(サーバへの複製を含む)

2.当館で行っている権利処理

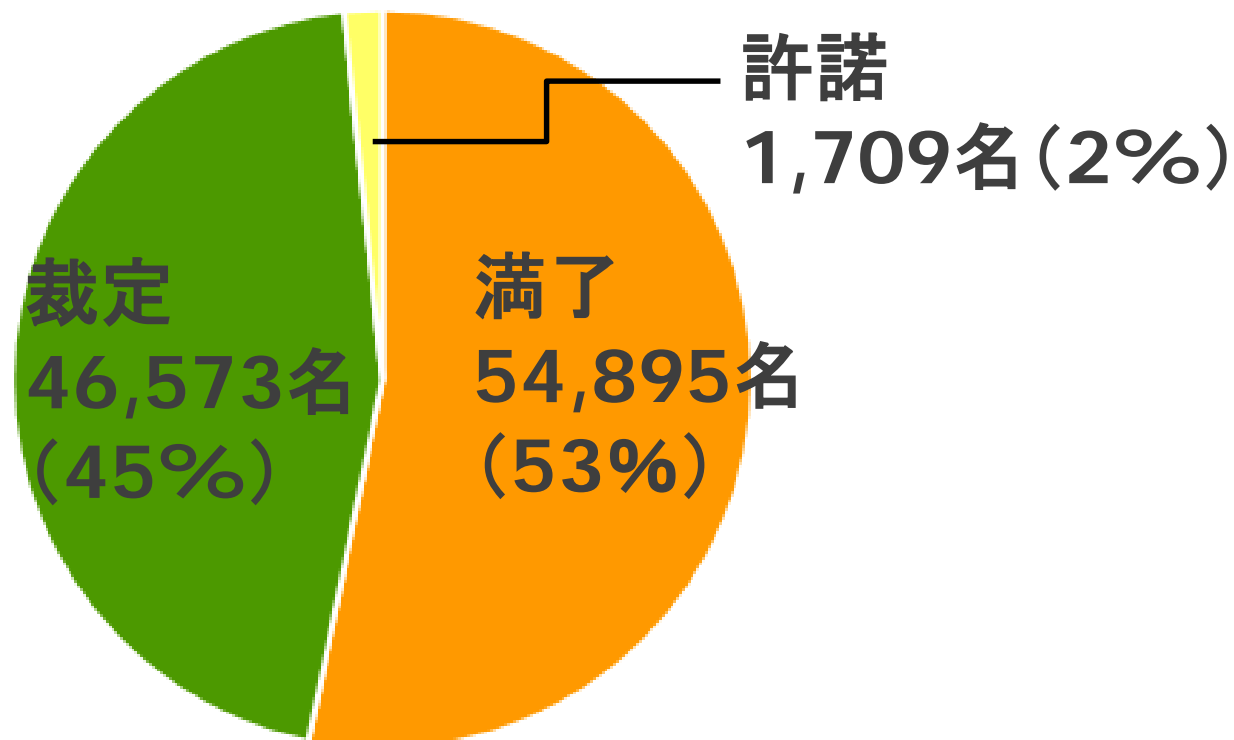
(5)文化庁長官裁定申請

公表等された著作物は、
著作権者の不明その他の理由により相当な努力を
払ってもその著作権者と連絡することができない場
合は、
文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の
額に相当するものとして文化庁長官が定める額の
補償金を著作権者のために供託して、
その裁定に係る利用方法により利用することがで
きる。
(法第67条第1項)

2.当館で行っている権利処理

(5)文化庁長官裁定申請

(参考)国立国会図書館デジタルコレクションでのインターネット公開根拠の内訳(著者単位)



2.当館で行っている権利処理

(5)文化庁長官裁定申請

文化庁「裁定の手引き」(再掲)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf

裁定手続きの流れ

文化庁著作権課への事前相談 ⇒ 連絡先調査

⇒文化庁長官へ申請(手数料納入)

⇒法務局への供託金支払

⇒利用開始

※申請中利用制度(裁定決定前の利用可)もあり

2.当館で行っている権利処理

(5)文化庁長官裁定申請

参考：当館の過去の裁定申請

	グループ1(通称「明治期1」)	グループ2(通称「明治期2」)	グループ3(通称「大正期」)
裁定有効期間	2005/4/18-2010/4/17(5年)	2006/1/23-2011/1/22(5年)	2012/5/1-2017/4/30(5年)
人数	229名	38,572名	34,921名
著作物	539件	72,044件	59,661件
補償金額	23,489円	3,671,779円	4,760,861円
再裁定有効期間	2010/4/18-2015/4/17(5年)	2011/1/23-2016/1/22(5年)	2017/5/1-
人数	131名	37,113名	27,771名
著作物	309件	67,194件	44,394件
補償金額	16,088円	4,364,328円	2,477,412円(2年間)
再々裁定有効期間	2015/4/18-2024/4/17(9年)	2016/1/23-	
人数	10名	26,899名	
著作物	60件	43,814件	
補償金額	10,083円	2,890,371円(2年間)	

3. 権利処理の課題

3. 権利処理の課題

① 孤児著作物（オーファンワークス）

＝権利者不明の著作物。利用のための許諾がとれない。

・当館では46,000名以上の著作者について、文化庁長官裁定を受けてインターネット公開している。

・国際的にも大きな問題となっている。

参考)EUの孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)
探しても権利者が見つからない孤児著作物について、
公的団体のデジタル化やインターネット公開を認める

Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:299:0005:0012:EN:PDF>38

3. 権利処理の課題

文化庁長官裁定制度の改善

- ・過去に裁定を受けた著作物の権利者搜索要件の緩和
 - ・オーファンワークス実証事業<https://jrrc.or.jp/orphanworks/>
- 裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業
- ・補償金事前供託不要(2019年～)
- 国・地方公共団体等:権利者が現れた場合の支払でOKに

権利情報集中管理

文化庁が、著作物に関する情報をまとめたデータベース作りについて検討(2016/9/24 日本経済新聞)

参考) Orphan Works Database (EU)

<https://euipo.europa.eu/orphanworks/>

3. 権利処理の課題

② 著作権

著作権（法第80条）

- ・頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の方法により複製する権利
- ・原作のまま記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利

著作権の存続期間（法第83条）

複製権等保有者の設定行為で定めるところによる定めがないときは、設定後最初の出版行為等があった日から三年を経過した日において消滅する。

3. 権利処理の課題

当館の場合

民間刊行出版物については、戦前に刊行された
図書をインターネット公開の対象にしている

資料デジタル化に関する協議

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/consult.html>

⇒著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係
団体や機関と、デジタル化した資料の利用提供
方法などについて継続的に協議

3. 権利処理の課題

③ 所蔵者・寄託者への配慮

所有権（民法206条～）

有体物を直接支配し、独占的（排他的）に使用、収益、処分することができる権利

判例

「美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない」 「顔真卿自書建中告身帖事件」(最高裁判例昭和59.1.20)

実際には許諾を得てからデジタル化・インターネット公開を行うことが多いのでは。

3. 権利処理の課題

④資料の内容 その1 名簿類の個人情報

当館の場合

以下の条件の名簿原本は閲覧許可制

- ・市販されていない
- ・自宅住所の記載がある
- ・発行後おおむね50年を経過していない

⇒デジタル化の対象外としている

3. 権利処理の課題

④資料の内容 その2 差別表現等

国立国会図書館デジタルコレクションでの表示

ご利用にあたって

「デジタル化資料は、発行当時の資料をそのままの形でデジタル化しています。現代においては適切ではないと思われる表現を含む資料がある可能性もありますが、その資料が成立した時代を表す歴史的資料として、ご理解・ご留意の上でご利用くださいますようお願いいたします。」

<http://dl.ndl.go.jp/ja/intro.html#idx2>

当館での利用制限措置

著作者、発行者あるいは利害関係者からの申し出により、厳格な手続きのもとで例外的に利用制限措置を採ることがある

3. 権利処理の課題

④資料の内容 その3 写真等の肖像権

- 肖像権とは？

 - みだりに写真に写されたりしない権利

 - 写された自分の肖像を勝手に使用されない権利

- 「肖像権法」はなく、判例上認められた権利

当館では戦前期の資料公開ということで、今のところは調査等行っていない。

3. 権利処理の課題

⑤ 著作権保護期間延長

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（TPP整備法）

（平成28年12月16日法律第108号） 平成30年一部改正

施行期日

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）の発効日

→ 保護期間が原則死後70年に延長される
（団体名義は発行後70年）

3. 権利処理の課題

参考)

- ・著作権なるほど質問箱(文化庁)

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/naruhodo/>

- ・大学図書館における著作権問題Q&A(第9版)

<https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf>

国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会

3. 権利処理の課題

参考)

- ・著作権Q & A (公益社団法人著作権情報センター)

<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>

著作権に関して、よくある質問とその回答を紹介

- ・「著作権テレホンガイド」(同上)

※受付時間 10:00～12:00 13:00～16:00(土日、祝日を除く)

<http://www.cric.or.jp/counsel/index.html#soudan>

専任の著作権相談員が、電話により、
著作権制度全般に関する質問や、
著作物の利用に関する相談に応じている。無料。

4. 利活用を促進するための工夫

4. 利活用を促進するための工夫

デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン

(H29.4 デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf

アーカイブ機関、活用者、両者のつなぎ役 を対象に、

- ・デジタルアーカイブの整備に当たって
- ・データを共有するに当たって
- ・データを活用するに当たって

役に立つ、取り組むべき事項を示したガイドライン

4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫①

- ・目次、メタデータの提供

(インターネット公開されていない資料も検索・参照が可能)

- ・サムネイルの提供(一覧表示、検索結果に表紙画像表示)

- ・古典籍資料の解題を提供

解題・翻刻のある資料一覧 <http://dl.ndl.go.jp/ja/kaidai.html>

解題／抄録

目次・巻号

書誌情報

サムネイル一覧



4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫②永続的識別子

例「おせん：絵入草紙」の永続的識別子 `info:ndljp/pid/1234571`

URL: `http://dl.ndl.go.jp/(永続的識別子)/(コマ番号)`

→必要な画像に直接リンク可能

※国立国会図書館ウェブサイト内のページであることが分かるように明記すれば、リンクは自由に行える

リンクによる共有例

・kuline 京都大学蔵書検索

<https://kuline.kulib.kyoto-u.ac.jp/>

・Libra 岡崎市立中央図書館

http://www.library.okazaki.aichi.jp/?page_id=293

4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫③

オープンデータセット提供

図書・雑誌・古典籍等原資料の基本的な書誌項目とデジタル画像の書誌項目(URL、公開範囲)をデータセットで提供

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/standards/opendataset.html#opendataset01>

外部提供インターフェイス(API)提供(NDLサーチ)

API(Application Programming Interface)

⇒システム間の連携を可能に。

外部提供インターフェイス(API)について

<http://iss.ndl.go.jp/information/api/>

4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫④IIIF対応API提供

マニフェストURIを
IIIF対応ビューアに
ドラッグ、ドロップ
すると利用できる。

The screenshot shows a digital library interface with a sidebar on the left and a main content area on the right. The sidebar contains the following information:

- 検索結果に戻る
- 竹取物語の書誌情報 [表示]
- 書誌情報
- 詳細レコード表示にする
- 永続的識別子
- info:ndjip/pid/1287148
- タイトル
- 竹取物語. 中
- 請求記号
- 本別12-3
- 書誌ID(国立国会図書館オンラインへのリンク)
- [000007307801](https://www.dl.ndl.go.jp/000007307801)
- DOI
- 10.11501/1287148
- 公開範囲
- インターネット公開(保護期間満了)
- IIIF マニフェストURI
-  <https://www.dl.ndl.go.jp/api/iiif/1287148/manifest.json>
- 詳細レコード表示にする

The main content area shows a thumbnail of a traditional Japanese painting (ukiyo-e) depicting a scene from 'The Tale of the Bamboo Cutter'. The interface includes navigation buttons like 'サムネイル一覧', '先頭', '前', '次', '最終', 'コマ番号 4 /30', and 'URL'. There are also zoom controls and a search bar.

IIIF (International Image Interoperability Framework)
異なるデジタルアーカイブ間での画像共有・再利用が容易

4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫⑤ 英文ページの提供

海外からの利用を促進

言語(Language)で日本語/英語切り替え可能

The screenshot shows the National Diet Library Digital Collections website. At the top, there is a navigation bar with a logo, the text "National Diet Library Digital Collections", and links for "Home", "Language: English", and "About this Database". Below the navigation bar is a search area with a search box, a "Search" button, and an "Advanced Search" button. There are also checkboxes for "Available Online", "Available only at the NDL and partner libraries", and "Available only at the NDL", along with a link to "About Access Restrictions".

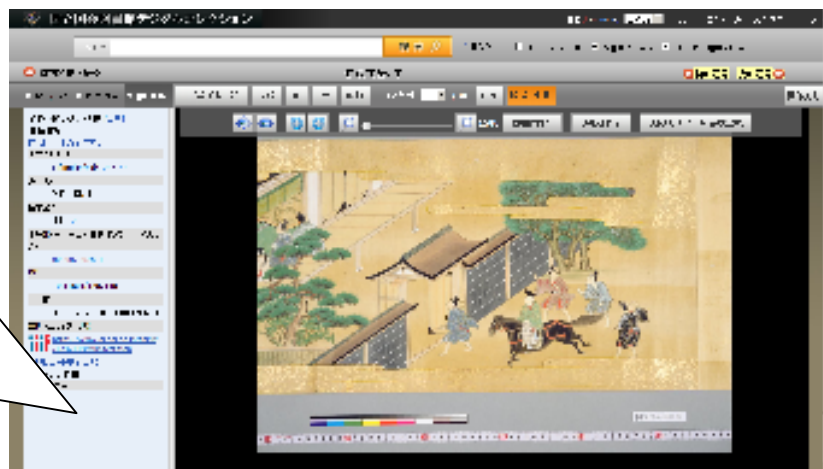
The main content area is divided into several sections:

- Collections:** A grid of 10 collection thumbnails with titles and icons: "Books", "Periodicals", "Rare Books and Old Materials", "Doctoral Dissertations", "Official Government Documents", "Modern Japanese political history materials", "Materials on the Allied Occupation of Japan", "Ezaki Collection", "Audio-Visual Materials", and "Online Publications". Below this grid are links for "Historical Recordings", "Music Manuscripts", "Collections from Other Institutions", "Hainuwele Kodohyaku Genshushu Collection", "Samples", and "Screenplay".
- Spotlight:** A featured section titled "Takatori Monogatari" (The Tale of the Bamboo Cutter). It includes a thumbnail image and a text description: "This picture scroll is the Takatori Monogatari (The Tale of the Bamboo Cutter), which has been called the oldest story in Japan, from centuries 1 to 30, the International Library of Children's Literature including an edition entitled 'A History of Japanese Picture Books—From picture scrolls to contemporary picture books.' The exhibition features picture scrolls like Takatori Monogatari, which are considered by some to be the origin of Japanese picture books, as well as contemporary picture books."
- News:** A section with a "Read More" link and two news items:
 - 2017.10.02: "Audio and video materials can now be played by HLS(HTT Live Streaming). For more details, please refer to the section '11. Recommendations for optimal performance' of the 'About the National Diet Library Digital Collections' page."
 - 2017.09.12: "The number of online publications archived by the National Diet Library (NDL) reached 1,000,000. For more details, please read the news posted on the website of the NDL."

4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫⑥公開の根拠を表示

書誌情報の公開範囲：
インターネット公開
(保護期間満了)であれば、申請不要で
二次利用可



※公開範囲がインターネット公開(許諾)、インターネット公開(裁定)の場合は要申請

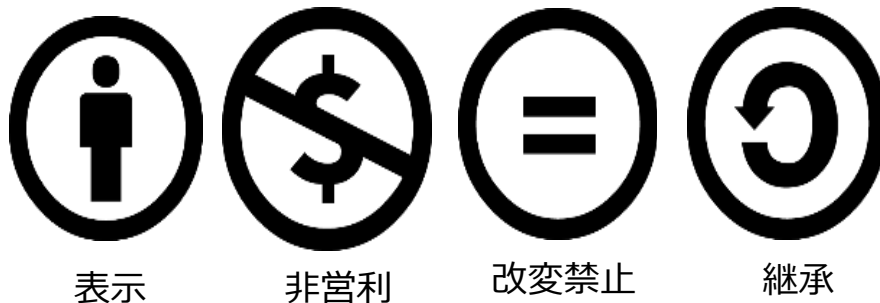
→申請箇所が保護期間満了であれば二次利用可、
そうでなければ、利用者自身が著作権処理を行う。

4. 利活用を促進するための工夫

参考)

クリエイティブコモンズライセンス

<https://creativecommons.jp/licenses/>



Rights Statements (権利表明)

<http://rightsstatements.org/en/>



左から順に著作権保護期間中、
保護期間満了等、
その他権利状況不明

4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫⑦電子展示会 テーマ別に切り出す



4. 利活用を促進するための工夫

当館の工夫⑧イベント

利用者からの知見を得る

- ・国立国会図書館のウェブページを使い尽くそう
アイデアソン(2015)
データ活用のアイデアを出し合い、成果を発表
- ・国立国会図書館のデータを使い尽くそう
ハッカソン(2015)
アプリやウェブツールなどの試作品を開発
- ・NDLデジタルライブラリーカフェ(2017)
データ活用の可能性を探る講演会を開催

4. 利活用を促進するための工夫

テキストデータの提供が実現すると・・・

全文検索 ⇒資料の発見可能性が高まる

テキストマイニング等新しいアプローチによる研究が可能に

読み上げソフト・文字拡大 ⇒障害者サービス等

自動翻訳 ⇒海外からの利用促進

当館では画像のテキストデータ化を検討中の段階

5. 利活用事例

5. 利活用事例

①そのまま利活用

- ・著作物の復刻
- ・別の著作物への転載
- ・展示等イベント
- ・放映
- ・商品のパッケージ

等



5. 利活用事例

②ポータルサイト

- ・国立国会図書館東日本大震災アーカイブ

(ひなぎく) <http://kn.ndl.go.jp/#/>



東日本大震災に関する

デジタルデータを一元的に検索・活用できる

- ・ジャパンサーチ(仮称)(未)

「知的財産推進計画2017」に、当館が2020年までに国の分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の構築を目指すことが明記された

5. 利活用事例

②ポータルサイト

新日本古典籍総合データベース(国文学研究資料館)

<https://kotenseki.nijl.ac.jp/>

古典籍の書誌と、国内外のさまざまな機関が所蔵する古典籍のデジタル画像を収録。

IIIF(International Image Interoperability Framework)に基づいた画像ビューアを採用。

5. 利活用事例

③情報間の関連付け

地理情報との関連付け事例

- ・古地図の上に現在地を表示
- ・昔の写真を地図上に表示
 - ⇒教育、観光、記憶の共有等
- ・自然災害、戦災等被災状況を示す資料を地図上に表示
 - ⇒防災、歴史の検証

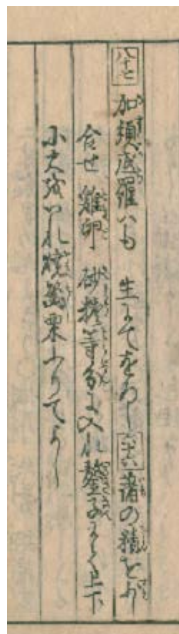
地理情報・時間情報と関連付けることで、地図や年表を使った検索等、様々な仕組みを生み出せる。

5. 利活用事例

④付加価値情報の付与

江戸料理レシピデータセット(人文学オープンデータ共同
利用センター) <http://codh.rois.ac.jp/edo-cooking/>

江戸時代の料理本→テキスト化→現代語訳
→+写真、再現できるレシピに



「クックパッド 江戸ご飯」



『甘藷百珍』 加須底羅いも

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2536724/29>



5. 利活用事例

⑤活用のためのコミュニティ形成

- ・市民協働型のデジタルアーカイブ
北摂アーカイブス(豊中市立図書館・箕面市立図書館)
http://e-library2.gprime.jp/lib_city_toyonaka/cms/
高遠ぶらり(伊那市立図書館)
- ・活用促進のための各種イベントの実施
ウィキペディアタウンなど

6. まとめ

6. まとめ

- ・絶版等の理由で入手困難な貴重な所蔵資料であれば、デジタル化や館内での閲覧利用、一部の複製物の提供が可能
- ・インターネット公開や、制限規定の範囲を超えた複製物の提供、二次利用にあたっては、著作権保護期間満了の確認か、許諾・文化庁長官裁定といった著作権処理が必要
- ・活用促進のためには、識別子を付与し、メタデータとともに提供するとともに、二次利用の条件を表示するなどわかりやすい仕組み、データを発見・共有しやすい仕組みとなるよう継続的に工夫していくことが必要

参考文献

- 誰が「知」を独占するのか: デジタルアーカイブ戦争
福井健策 著. 集英社, 2014.9.
- DHjp : digital humanities jp. (3):2014.5
デジタルデータと著作権
- Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:299:0005:0012:EN:PDF>
- 我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/houkokusho.pdf
- デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf

参考文献

- ・デジタル・アーカイブとは何か：理論と実践
岡本真, 柳与志夫 責任編集. 勉誠出版, 2015.6.
- ・デジタル・アーカイブの最前線
:知識・文化・感性を消滅させないために
時実象一 著. 講談社, 2015.2.